# 令和6年度豊中市上下水道局マンホール蓋有料広告掲出業務 仕様書

# 1. 事業目的

本事業は、豊中市上下水道局(以下「局」という)が所有する下水道マンホール蓋 を活用して、下水道事業の広報啓発及びまちのにぎわいづくりに資するとともに、歳 入を確保することを目的とします。

#### 2. 契約期間

契約締結日から令和12年(2030年)3月31日まで

#### 3. 広告物掲出期間

令和7年(2025年)3月1日から令和12年(2030年)3月31日までの61か月 ※広告物の掲出、撤去に要する期間は、広告物掲出期間に含めます。

# 4. 広告物掲出場所

庄内駅周辺のマンホール蓋 ※別紙地図参照

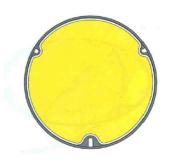
## 5. 広告物枚数

9枚

# 6. 広告物の規格

長島鋳物「プリントシール (ベースプレート φ 580 タイプ)」または同等品 (別添「プリントシール仕様書」参考) 最大直径 約 580mm (右図の色付きの部分)

既設のマンホール蓋にベースプレートを設置し、その 上に滑り止めエンボス加工を施したシールタイプの広告 を貼付する



# 7. 事業計画書の提出

受注者は、本事業を遂行するための事業計画書を契約からおおむね2週間以内に局へ届けなければなりません。計画書を変更した時も、同様とします。

### 8. 受注者の業務責任者等

受注者は業務の指揮監督をするため、業務責任者1名を置き、その氏名や緊急連絡

先その他必要な事項を、この契約締結時に局に届け出なければなりません。これらの 者を変更した場合も、同様とします。

### 9. 業務体制表等の届出

受注者は、業務従事者の氏名を含む業務体制表を、契約からおおむね2週間以内に局に書面で届け出なければなりません。業務体制表を変更したときも、同様とします。

#### 10. 占用許可及び占用料

広告物の掲出は、豊中市下水道条例(昭和39年4月1日条例第17号)第19条に基づき、占用の許可により行います。

受注者は3. の広告物掲出期間について占用許可申請を行い、許可を受けたのち、 広告料とは別に同条例で定められた占用料を年度内一括で納付してください。

下水道施設の維持管理に関することは、同条例に従ってください。

#### 11. 広告料

受注者は、広告物を掲出するにあたり、10.に定める占用料とは別に、広告設置場所が有する広告価値を利用する対価として広告料を局に納めていただく必要があります。

広告料は、局が発行する納付書により局が指定する期限までに、年度内一括で全額納入してください。

納入された広告料は原則として返納できませんが、以下の場合については局と受注者が協議の上、広告料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、広告物掲出期間と、既に掲出した期間を勘案し、局と受注者が協議するものとします。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該物件が占用できなくなったとき。
- ・その他、受注者の責めによらない事由で占用許可を取り消したとき。

#### 12. 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 費用に関する留意事項
- ・広告物の製作に要する費用は、受注者の負担とします。
- ・広告主の募集、広告原稿の作成、広告物の掲出・交換・撤去等、本事業の遂行に要 した一切の費用は受注者の負担とします。
- ・3. の広告物掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額しません。

#### (2) 広告の基準

「豊中市有料広告掲載基準」及び「豊中市上下水道局有料広告掲載の取扱いに関する要綱」を参照してください。

またマンホール蓋広告は「屋外広告物」です。「豊中市屋外広告物条例」をはじ

め、各種関係法令・条例や市のガイドライン等を遵守してください。

#### (3) 広告物の製作・掲載等

- ・広告主の募集にあたり、受注者自らが広告主の募集者であることを明確にし、局が 広告主の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮してください。
- ・広告主の募集先や内容については、掲出先が公共物であることに十分配慮してくだ さい。
- ・広告内に「広告」である旨を明記し、問合せ先として受注者の連絡先を記載してく ださい。
- ・屋外広告物であることを踏まえ、通行者の安全性を考慮した広告内容、デザインと してください。
- ・受注者から豊中市都市計画推進部都市計画課あてに、屋外広告物許可申請の手続き を行ってください。

### (4) 掲載申込書の提出

受注者は、広告掲載申込書に広告原稿を添えて、豊中市上下水道事業管理者が定める期限までに局に提出してください。

広告主及び広告内容等を変更するときも、同様とします。

#### (5) 広告主及び広告内容の審査

局において広告主及び広告内容等を審査し、結果を通知します。広告主及び広告 内容等が「(2)広告の基準」に違反しているとき、または公共物に掲出する広告と してふさわしくないと局が合理的な理由により判断した時は、受注者に対して修正 等の措置を求めることができることとします。なお、修正等にかかる費用は、受注 者の負担とします。

広告主及び広告内容等を変更するときも、同様とします。

# (6) 広告内容についての責任

- ・広告内容に関する一切の責任は受注者が負うものとし、局は一切の責任及び負担を 負わないものとします。
- ・広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関る財産 権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、受注者が保証す ることとします。
- ・局に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合 は、受注者の責任及び負担において解決するものとし、局は責任及び負担を負わな いものとします。

#### (7) 広告物の掲出、交換及び撤去

広告物の掲出、交換及び撤去に関する作業は、局と受注者双方で協議した日時に、 局立会いの上、受注者が行います。

### (8) 広告物の維持管理責任

- ・広告物が破損した場合や、汚れがひどく清掃等で対応不可能な場合には、早急に交換してください。
- ・広告に対する問い合わせ、トラブル対応は受注者が行います。
- ・局又は市民からの問合せの対処記録、トラブル・事故対処記録(発生日時、トラブル内容、対処内容、解決日時を含む)を作成し、関係帳簿類の提出を求められた場合は遅滞なく対応してください。

#### (9) 原状回復

受注者は、契約期間が満了したとき、又は占用許可を取り消されたときは、速やかに占用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に局が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとします。なお、原状回復に際し、局は一切の補償をしないものとします。

### (10) 広告の一時撤去

次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、局から受注者に広告の一時撤去を指示することができ、受注者はこの指示に従わなくてはならないものとします。

- ア 局の指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- イ 受注者が法令又はこの契約の内容に違反したとき。
- ウ 広告主又は広告内容が「(2)広告の基準」に違反したとき。
- エ その他、広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると局が判断したとき。
- 一時撤去の理由となった問題が解消されたと局が認めるときは、受注者は広告の 掲出を再開することができます。この場合、一時撤去及び掲出再開にかかる費用は 受注者の負担とします。

局からの指示があったにも関わらず、撤去に必要な相当期間内に受注者が広告の撤去を行わないときは、局は受任者の承諾を得ることなく当該広告を自ら一時撤去することができ、これに要した費用は受注者が負担するものとするとともに、局は撤去によって生じた受注者の損害賠償を行わないものとします。

#### (11) 損害賠償

受注者は、本契約に定める義務を履行しないため局に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

# 13. 従事者に関する措置請求

局は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者及び従事者が業務の履行について著しく不適当であると認められる場合は、その理由を示し、受注者に必要な措置をとるべきことを求めることができます。

## 14. 事故発生時の報告

受注者は、業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに局に報告し、その指示に従うものとします。

#### 15. 関係書類の保存等について

受注者は、本事業に関する書類等については、事業が終了した年度末から5年間保 存することとします。

# 16. その他

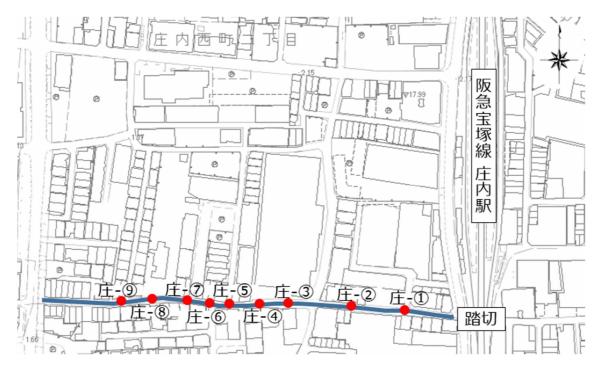
本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、局および受注者両者の協議により決定します。

# 17. 業務分担表

※費用が発生する場合は、担当した側が負担すること

業務	受注者	局	備考
広告主の募集	0		
広告原稿の作成			広告主が作成し、受注者に納
	O		入する場合もあります
広告内容の審査		$\circ$	
屋外広告物掲出にかかわる手続き全般	$\circ$		
道路管理者への道路占用申請手続き		0	
広告物の製作	0		
広告物の掲出・交換・撤去			局立会いのもと、受注者が掲
			出・交換・撤去を行います
広告物の管理・清掃等	0		the blue of All the foto TIII)
広告物に起因するトラブル(広告物の			広告物の維持管理について   は、局立会いのもと、受注者
破れ・剥がれ・広告内容等及びこれに	$\circ$		は、同立云といりもと、文任有
起因する苦情等)			M· <del>大</del> 旭しより
マンホール蓋本体に起因するトラブル			
(蓋のがたつき、ずれ等及びこれに起		$\circ$	
因する苦情等)			

# 庄内駅周辺 広告設置場所 (9か所)



青い線が庄内 WEST ショッピングストリート、赤い丸がマンホール蓋です

プリントシール (ベースプレート*φ*580タイプ)

仕 様 書

豊中市上下水道局

# プリントシール(ベースプレート $\phi$ 580タイプ) 印刷仕様書

#### 1. 適用範囲

この仕様書は豊中市上下水道局(以下、局)が使用する、下水道用マンホールφ600(マンホールふた)において、歩道等で使用する鉄ふた貼り付け印刷物について規定する。適用に当たっては、この仕様書の他、局が制定した「豊中市下水道用鋳鉄製マンホールふた(I型)性能規定書」によるものとする。

#### 2. 印刷物貼り付け下水道用鉄ふたの使用の背景

下水道用マンホール鉄ふたは、下水道用管きょの維持管理に欠かせない下水道用資材であるとともに、道路機能の一部にもなっている。また、直接市民の目に触れる唯一の下水道用資材である。

この唯一の資材を使い、市民への啓発活動や市政のPR活動などを行うことで、下水 道事業に対する市民の関心を高め、安全安心の街づくりに貢献することとなる。時代に 応じた啓発活動に対応できるように、デザイン模様は恒久的な鋳出しではなく、交換可 能な印刷物を貼り付けることとした。

# 3. 仕様

#### 3-1 鉄ふたの構造・強度

「豊中市下水道用鋳鉄製マンホールふた (I型)性能規定書」に記載のT-14 の構造・強度を満足しなければならない。

### 3-2 デザイン模様

別途、局が指定したデザイン模様でなければならない。

#### 3-3 印刷物の材質

材質:印刷物表面は危険有害物を含まないポリウレタン製であること。

#### 3-4 印刷物の性能

- (1) 印刷物表面は、防滑性能があり指定の基準値を満足すること。
- (2) 印刷物表面は、防炎性能があり指定の基準を満足すること。
- (3) 印刷物表面は、耐候性に優れており指定の基準を満足すること。
- (4) 印刷物表面は、耐摩耗性に優れており指定の基準を満足すること。
- (5) 印刷物は、十分なはく離強さがあり指定の基準値を満足すること。

#### 4. 性能検査

本項の各検査は、当該仕様書に基づき製作された製品の供試体をとり、局検査員指示のもと行う。ただし、第三者機関等で実施されて試験成績書の提出で、性能検査とすることができる。

#### 4-1 防滑性能試験

この検査は、床の滑りの指標としてJIS A 1454に定める床材の滑り 性試験によって測定される滑り抵抗係数 (C.S.R) を用い、日本建築学会の推奨 値(案)に基づき基準値を満足すること。( 別図一① 参照 )

# 試験条件

すべり片の種類・・・ゴムシート硬さ(A形)70~80,厚さ3~6mm 試料状態・・・・・・乾燥状態 及び湿潤状態

# 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階 段の路面・踊り場、便所・洗面所の床	C. S. R=0.4 以上
作する床、路面 傾斜路 (傾斜角:	傾斜路(傾斜角:θ)	C. S. R-sinθ=0.4 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

判定基準			
道路最大勾配12%(6.8θ)	0.52以上		

#### 4-2 防炎性能試験

この検査は、じゅうたん等の防炎性能試験に用いられる「総務省令防炎性試験 4 5° エアミックスバーナー法」に準拠した試験方法にて判定基準を満足すること。( 別図-② 参照 )

#### 試験条件

試験片・・・・印刷表面を40×22cm にカットし、相手材(鉄ふた)に貼り付けて実施する。

試験片数・・・3

判定基準				
残炎時間 (秒)	炭化長さ(cm)			
20	10			

#### 4-3 耐候性試験

この検査は、JIS Z 9107「安全標識-性能の分類、性能基準及び試験方法」にて確認を行い、判定基準を満足すること。( 別図-③ 参照 )

試験条件(サンシャインカーボンアーク灯式の場合)

照射時間・・・・200時間

温度制御・・・・63±3℃

水噴霧サイクル・・・120分間照射中、18分間水噴霧

## 判定基準

目視検査で対照見本と比較し、変色、変形、亀裂、剥離、白亜化等なきこと

# 4-4 耐摩耗性試験

この検査は、JIS L 1096 C法「織物及び編物の生地試験方法」にて確認を行い、判定基準を満足すること。( 別図-④ 参照 )

#### 試験条件

摩耗輪····H-18

荷重····9. 81N

回数・・・・・21000回

#### 判定基準

目視検査により、デザイン要素に、目立つ変化があってはならない。

# 4-5 はく離強さ試験

この検査は、JIS Z 9107 「安全標識ー性能の分類、性能基準及び 試験方法」にて確認を行い、基準値を満足すること。( 別図一⑤ 参照 )

# 試験条件

はく離方向・・・・剛板に対して180°方向試

験速度・・・・300mm/min

試験片形状・・・200mm×25mm 相手材形状・・・200mm×50mm

試験片数・・・・3

※相手材は、鉄ふたなど実際に使用する構造材とする。

判定基準		
幅25mm当たりの力(N)	2 5 以上	

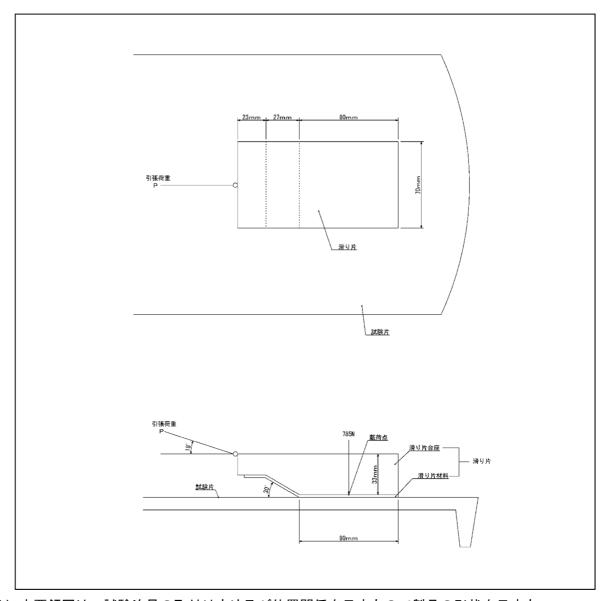
5. ベースプレート (鉄ふた貼り付け印刷物取り付け用金物) 材質 ZAM鋼板 厚さ 2.0mm以上2.5mm以下

# 5. その他

この仕様書に定めていない事項については、別途局の指示によること。

# 別図-①

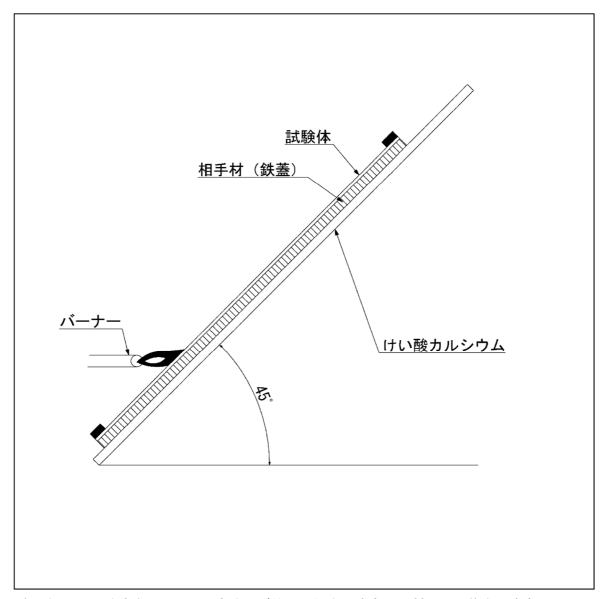
# <u>防滑性能試験要領図</u>



注)本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。

# 別図-②

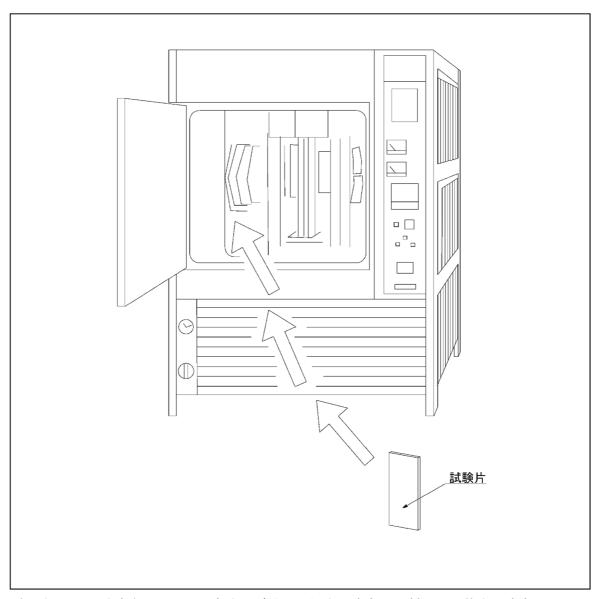
# 防炎性能試験要領図



注)本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。

# 別図-③

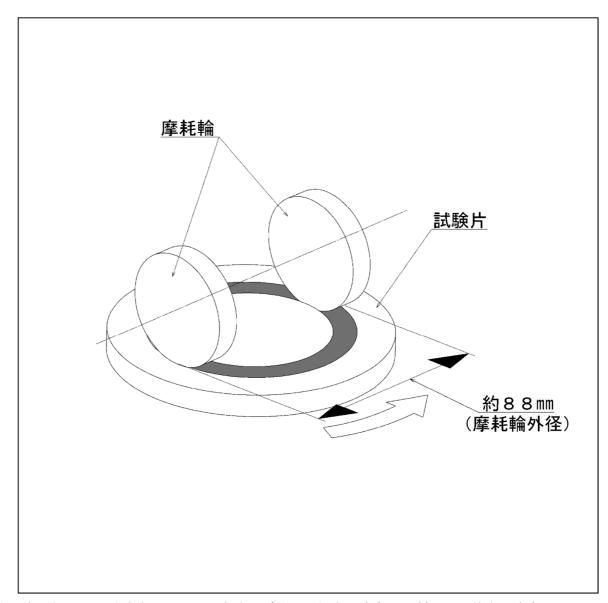
# 耐候性試験要領図



注)本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。

# 別図-4

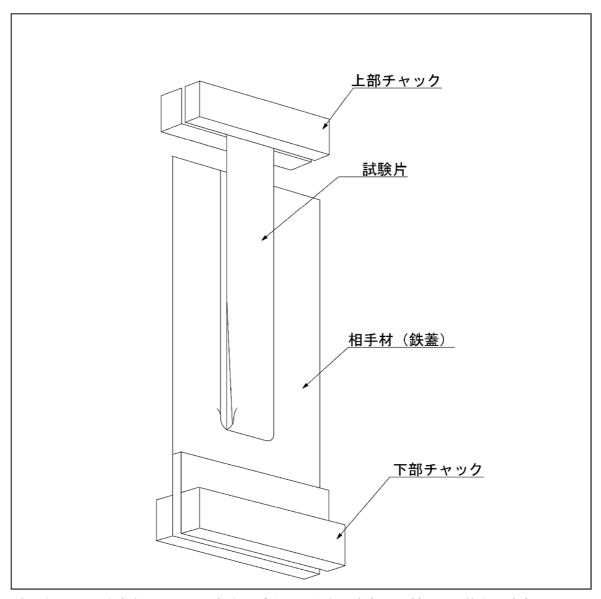
# 耐摩耗性試験要領図



注)本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。

# 別図-⑤

# はく離強さ試験要領図



注)本要領図は、試験治具の取付け方法及び位置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。